

No	質疑	回答
1	「④参加希望者は日本国内の公共建築設計（国・県・市町村・公共団体等）にかかる受注実績（当該実績が過去に所属していた組織のものであっても可とする）を有すること。」と記載があるが、現在の一級建築士事務所が協力事務所として実施設計を行った業務は受注実績に該当するでしょうか？ つまり、市区町村との契約は別の設計事務所が行い、その設計事務所から再委託を受けて協力事務所の担当技術者の立場で設計・監理を行っている。	再委託の場合は、受注実績とはなりません。
2	個人事業主の一級建築士事務所で、代表者が管理技術者と意匠主任技術者を兼任して参加することは可能でしょうか？	管理技術者と意匠主任技術者の兼任は可とします。
3	最低限の参加条件としては、管理技術者と意匠主任技術者は一級建築士、ヘリテージは実施要領1（4）⑥に記載のある資格の証明書の写しを添付すればよいのでしょうか？ 構造やランドスケープ、設備、積算の技術者の資格証明書の写しは不要でしょうか？	一級建築士、ヘリテージマネジャー、修復塾修了者等は資格の写しを添付してください。構造やランドスケープ、設備、積算の資格証明も同じく写しを添付してください。構造設計一級建築士等の資格があり、チーム体制として提案する場合も写しを添付してください。
4	「⑥指定文化財の便益施設と外構整備に関する提案となるため、文化財建造物修理主任技術者、ヘリテージ、JIA修復塾修了者のいずれかが協力者として設計体制に含まれる。」と記載があるが、「ヘリテージ」とはヘリテージマネジャーのことでよろしいでしょうか？	ヘリテージマネジャーとなります。
5	「文化財建造物修理主任技術者、ヘリテージ、JIA 修復塾修了者のいずれかが協力者として設計体制に含まれる」という記載がありますが、この3者のいずれかの技術者が設計体制に含まれるのは参加資格として必須の条件でしょうか	必須の条件となります。
6	②文中に「ヘリテージ」とあるのは、具体的にはヘリテージマネジャーと解釈してよろしいか。	間違いございません。
7	2次審査の開催場所はどちらになりますか。可能であればおおよその開催時間もご教示ください。また、オンラインでの参加は認められますか。	オンラインの参加は認めていません。2次審査の開催場所は西之表市役所、開催時間は午後を予定としています。
8	文中に「ミュージアムとして活用」とあるが、本便益施設の建築基準法上の建物用途で、想定されているものがありましたらご教示ください。	旧上妻家住宅は博物館等の用途となり、その附属施設である便益施設も同用途となります。
9	提案書作成にあたり、敷地形状を示す資料(地積測量図または敷地求積図等) および敷地の高低差を示す資料のデータ(PDF または cad)の支給はありますか。	PDFでの公表とします。
10	敷地東側の馬場中央部に位置する敷地出入口からの車両の進入は想定していないとの記載がされておりましたが、これは来館者の車両の進入は想定しないが、便益施設の計画によっては搬出入車両の出入口として活用することは問題ないという認識でよろしいでしょうか。	セキュリティ上閉鎖することが好ましいと考えています。
11	現況樹木配置図(立木調査図)の画像データが不鮮明で判別が困難な為、より高画質のPDF データまたは CAD データ等の資料を提供していただくことは可能でしょうか。また、「主要な樹木一覧」として複数の樹種が表に記載されていますが、樹木配置図中で樹種ごとの位置がわかるような資料を提供していただくことは可能でしょうか。	PDFでの公表とします。
12	現況樹木は、倒木や樹木の病気を防止するため、樹木診断や樹木治療等の適切な管理がされている樹木でしょうか。	樹木診断や樹木治療等の適切な管理はされていません。
13	選定委員会の構成員の氏名・所属は公開される予定はございますでしょうか。	現時点では、公開する予定はありません。
14	提案対象となる敷地の現状が判断できる測量図 cad データや、復元平面図の cad データ、敷地の現状写真等の資料を提供していただくことは可能でしょうか。	提供はできません。

No	質疑	回答
15	提案図に記載する課題について「協力者を含めた設計体制(設計者の氏名はわからないように表現する)」とありますが、これは【様式第1号】参加表明書兼業務実績書に記載されている添付書類「管理者及び意匠技術者、その他配置技術者のリスト(任意様式)」とは別に、A3判横使い3枚以内の提案書内にも、応募登録者を特定できる情報を省いた形で設計体制表を掲載しなければならないという認識でよろしいでしょうか。	提案書内での記載は不要です。
16	「提案書はA3判横使い、3枚以内・・・」とありますが、これは「片面」A3判3枚以内という認識でよろしいでしょうか。	片面A3判3枚となります。
17	「管理者及び意匠技術者、その他配置技術者のリスト(任意様式)と各資格証明書の写し」では、応募登録者を特定できる氏名および組織名を記載するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりとなります。
18	提出部数は原本6部とありますが、添付する必要がある各証明書や任意様式の別添書類等も各6部提出するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりとなります。
19	来訪者は入館料をどこで支払うことを想定されていますでしょうか？	現時点では、想定する段階に至っていません。
20	トイレは、旧上妻家住宅が閉館の時も地域に開放するという想定はありますか？	現時点では、想定していません。
21	この地盤調査の結果ですが、建物を建てることを想定している敷地北側のレベルでの結果でしょうか？それとも旧上妻家住宅が建っているレベルでの結果でしょうか？	旧上妻家住宅が建っているレベルとなります。
22	その他の配置技術者について、協力者(法人、事務所、個人)への再委託を想定しておりますが、再委託先はコンペティションの審査後に決定しても差し支えないでしょうか。	1次審査の対象となりますので、事前に決定する必要があります。
23	前職での受注実績がある場合で、実績証明書や契約書等の書類の提出が難しい場合、それを証する資料は実績一覧表でもよろしいでしょうか。	実績一覧表を出す場合も、実績証明書や契約書等の書類の提出が必要となります。
24	記載されている協力者のうち、「ヘリテージ」の定義または具体的な資格等の名称がございましたらご教示ください。	公益社団法人鹿児島県建築士会のHP (https://sakurajima.or.jp/heritage-manager/)をご確認ください。
25	倉庫に設ける防災設備や操作盤、監視盤とは具体的にどのようなものの想定でしょうか。	自動火災報知設備を想定しています。
26	倉庫には部材や部品の保管も想定されているとのことですが、どのような規模のものを保管する必要があるのでしょうか。搬入に必要な開口の大きさや、倉庫の高さなどの想定がありましたらご教示ください。	保管については、瓦などになります。 開口の大きさは、幅2m、高さ2mを想定しています。倉庫の高さは、想定しておりません。
27	配置図について、DXFなどのCADデータもしくは住宅の3Dデータを共有いただくことは可能でしょうか。	配置図等のデータについては、PDFのみになります。
28	敷地の高さ情報や勾配がわかる資料を共有いただくことは可能でしょうか。	添付ファイルのみです。
29	地盤調査の資料があれば、共有していただくことは可能でしょうか。	地盤調査の資料の提供は、考えておりません。
30	敷地内の既存樹種リストの資料ですが、文字が読めないため、読めるものを共有していただくことは可能でしょうか。	添付ファイルのみです。
31	敷地内の電柱は別の場所に移設してもよろしいでしょうか。	移設しても大丈夫です。
32	登録事業及び事業実績が無い場合は、記載なしでよろしいでしょうか。	記載なしでかまいません。
33	技術士及びRCCMがない場合は、記載なしでよろしいでしょうか。	記載なしでかまいません。
34	入札参加資格の審査表様式①-2にある直前2年の測量等の実績が無い場合は、記載なしでよろしいでしょうか。	記載なしでもかまいませんが、対象となるものは官公庁に限らないので民間でも実績があれば記載してください。

No	質疑	回答
35	入札参加資格の審査表様式①-2にある「直前 2 か年間の年間平均実績高」は入札による実績に限られますでしょうか。民間等は含まれないでしょうか。また、「登録年月日(建築士法)」は何の登録日になりますでしょうか。建築士事務所登録日になりますでしょうか。	請け負ったものであれば入札に限りません。官公庁に限らないので、民間も含まれます。登録年月日については建築士事務所登録日をお願いします。
36	敷地図の CAD データ・3D モデルならびに現地写真等がございましたら、ご提供いただけますと幸いです。	現地写真等の提供はありません。
37	2 次審査で使用可能な図版は 1 次審査の提案資料の内容のみという認識でよろしいでしょうか？ また、上記の認識が正しい場合、提案資料内に模型写真が含まれていなくても提案内容に関する模型の持ち込みは可能でしょうか？	1 次審査は書類のみです。 2 次審査のみ、模型の持ち込みは任意とします。
38	「県道側の北側法面は～安全性が確保されていると考えられる。」とのことから、崖 2 倍後退を考慮しなくて良いと判断して差支えないでしょうか？	法面については、通常、地域振興局（熊毛支庁）との協議が必要となります。今回のコンペにおいては、1 次審査では「北側崖2倍後退」を考慮する必要はありませんが、2 次審査の際は、地域振興局との事前協議が必須となります。